

第9回三沢市協働のまちづくり推進懇話会概要

日 時：平成23年12月7日（水）

18時～20時

場 所：ふれあいの館 1階 第2・3

欠席者：丸井、中屋敷、安田、平野

資 料：サポートセンター管理運営方針
金淵さん、高田さん作成各資料

1. 内 容 （仮称）市民活動サポートセンターについて、前回の検討内容を反映した市の管理運営方針を提示し、それについて話し合った。

金淵さん、高田さん作成の資料について、それぞれご本人から説明いただき、センター設置の目的、管理運営方法について再度話し合った。

設置目的について、事務局案だとわかりづらい（特に協働のまちづくり推進部分）し、協働のまちづくり指針に謳っている拠点施設の必要性が設置目的ではないか、という意見があり、金淵さん案と高田さん案を合わせた形で、目的を下記のように修正した。

「市民活動を行う市民や団体を育成し、市民主体の自主的・自発的なまちづくり活動やボランティア活動などを促進するため設置する」

「3.機能」の を「相談窓口機能」とし、 に「その他目的を達成するために必要な機能」とする。

「4.施設」は、「 1階は事務局とする。 2階は会議室とする。」に変更。

「5.利用対象」に追加項目として「 企業にあっては、社会的貢献活動（CSR）を対象とする」を付け加える。

「6.管理運営」については、「当面（2年程度）は市直営として、広報広聴課が管理する。（建物、施設等の管理費はあくまでも市が負担）その後の運営に関しては、オープンから半年位を目安に利用頻度や登録団体の数を考慮して、運営協議会を設置し、市民による自主運営を目指す。」とする。

「7.開館」については、「月曜日～土曜日（9時～21時）」とする。

「8.休館」については、「日曜日、祝日、12月29日から1月3日」とする。

「9.その他」として「利用規約は別に定める。」を付け加える。

次回話し合いを12月14日（水）に行うこととし、センターの正式名称及び利用規約について話し合うこととした。